

市議会では、中小企業や小規模企業の振興が市内経済の活性化や市勢の豊かな進展を目指す上で重要課題であると位置づけ「ふじみ野市中小企業及び小規模企業振興基本条例」を取りまとめ、全会一致で可決しました。

## ふじみ野市中小企業及び小規模企業振興基本条例

### 条例の概要は？

中小企業と小規模企業の振興に関して基本的な事項を定めた条例で、企業の自助努力と創意工夫による事業活動を尊重し、大企業や経済団体、学校、勤労者、市民などとの協働を進めていくことなどを基本理念としています。

また、基本理念に基づいて行う市の施策方針や責務、さらには中小企業だけでなく大企業、勤労者、市民などの役割を規定した条例となっています。

### 条例ができてどう変わるの？

この条例が制定されたことにより、市の中小企業等の振興に対する姿勢や責任が明確になるだけでなく、市民や事業者等の理解や協力を得ながら地域ぐるみで中小企業等の支援を行う根拠となります。

### 商工会から出された主な意見

- ・市内の事業者の約8割は小規模事業者なので、そのような実状を反映した条例にしてほしい。
- ・商工会員の減少が問題となっている。増員の目標達成に向けた施策を行ってほしい。
- ・条例を制定するだけでなく、市民が具体的な効果を感じられるように、条例の活用などについても議論していただきたい。
- ・女性の事業者に対する積極的な支援を期待している。



ふじみ野市商工会との意見交換会

### 制定までの経過

令和2年  
7月

委員会で条例制定に向け  
調査を開始

令和2年  
11月10日

市の担当課と意見交換会を開催

令和2年  
11月17日

商工会と意見交換会を開催

令和2年  
11月～12月

先進自治体へ文書調査を実施

令和3年  
3月～4月

パブリック・コメントを実施

令和3年  
5月

委員会から条例(案)を提出



市民・都市常任委員会で条例(案)を検討

市民・都市常任委員会では、昨年7月から産業振興に関する条例の制定に向けて調査を開始しました。計19回の会議で協議を重ね、1条ずつ条文を策定してきました。また、産業振興課やふじみ野市商工会との意見交換会、パブリック・コメントの実施など、関係者や市民の意見を取り入れながら条例案を検討してきました。約1年間にわたる検討の結果、6月定例会で条例が可決し制定されました。(条例の施行は令和4年4月1日)

市の政策に関わる課題について、議会からの条例提案はふじみ野市として初めての試みとなりました。